

「東京都感染症予防計画改定(案)中間のまとめ」の意見募集の結果

○東京都感染症予防計画改定(案)中間のまとめについて、以下のとおり、広く都民の意見を募集

・募集期間

令和5年12月26日から令和6年1月24日まで

・告知方法

報道発表(令和5年12月26日)

東京都保健医療局ホームページ

都民情報ルーム

御意見の件数
9件

御意見・事項別内訳			
全般に関すること			1
第一章	第1	基本方針	1
	第2	関係機関の役割及び都民や医師等の責務	
第二章	第1	感染症の発生予防のための施策	5
	第2	感染症発生時のまん延防止のための施策	1
	第3	医療提供体制の整備	
	第4	国・他縣市及び関係機関との連携協力の推進	
	第5	調査研究の推進及び人材の育成	
	第6	感染症に関する知識の普及啓発と情報提供	
	第7	保健所体制の強化	
第三章	第1	基本的な考え方	
	第2	都及び保健所設置区市の対応	
	第3	検査体制の確保及び検査能力の向上	
	第4	医療提供体制の確保	
	第5	宿泊施設の確保及び療養環境の整備等	
	第6	自宅療養者等の療養環境の整備	1
	第7	高齢者施設・障害者施設等への支援	
	第8	臨時の予防接種	
	第9	保健所の業務執行体制の確保	
第四章	第1	特に総合的に予防施策を推進すべき感染症対策等	
	第2	その他の施策	
(計)			9

東京都感染症予防計画改定(案)中間のまとめについての都民からの御意見

No.	事項名	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	-	・本計画に記載の各種制度、組織名等の時点の記載が必要ではないか。	・御意見を踏まえて、計画の冒頭に時点に関する記載を追加いたしました。【答申P1】
2	基本方針	・防疫措置の説明においては、都民が患者となった場合に、自分の権利と対応の見通しをもって防疫活動に協力できるよう、計画の中でも「患者の意見を述べる機会の付与」「不服申し立て」などについて記載する必要があるのではないかと。 ・また、感染者だけではなく、医療従事者・介護従事者などへの偏見・差別の対処方法を計画の中で定めておく必要があるのではないかと。例えば、人権を守るための専門部署を設置し、公衆衛生倫理の専門家も参画していただき、差別事例への迅速な調査と提言の実施、公表などを行うこととしてはどうか。	・「防疫措置」における意見を述べる機会の付与について、計画に記載を追加いたしました。【答申P8、25】 ・「人権の尊重」について、医療従事者等を計画に記載を追加いたしました。【答申P8、11】 ・感染症の予防やまん延防止にあたり、人権に十分に配慮した対応・情報発信等を行う際には、東京iCDCや医療体制戦略ボードなどの専門家の知見も踏まえながら、取り組んでまいります。
3	感染症の発生予防のための施策	・鳥インフルエンザの治療にエルダーフラワーは有効ではないか。また、新型インフルエンザの予防として、従事者には季節性インフルエンザの予防注射を打つべきではないか。	・鳥インフルエンザの治療は、抗インフルエンザ薬を中心として、呼吸器症状や全身症状に応じた治療が行われますが、治療法は十分に確立されていないのが現状です。 ・都では、防疫業務に従事する職員に対して、インフルエンザ予防接種を実施しています。また、新型インフルエンザ等対策措置法に基づく特定接種が実施される際には、速やかに接種体制を構築します。
4	感染症の発生予防のための施策	・記載の内容が情報発信に偏っているため、双方向性が担保できていないと考える。都のHPが大幅に改定され情報発信が強化されたように、街場や医療・介護・学校・飲食店等からの情報収集や意見聴取を強化することができないだろうか。	・感染症対応においては、都民を含めた関係者の理解・協力が不可欠です。今後の新興感染症の拡大時等には、専門家の視点も加え、都民の不安や意見の把握に努めて、情報発信の際には情報の受け手の側の意識等にも配慮した効果的な発信を行ってまいります。【答申P19】
5	感染症の発生予防のための施策	・医療機関内での感染防止のため、受診前の予約や動線分離について患者に注意喚起をしても守られないこともあった。医療の提供に当たっては、患者の理解・協力が不可欠ではないか。	・平時から都民に対し、ホームページやSNS、広報紙等、様々な媒体を活用して、有症状の際の受診に関する注意事項や、周囲の方への配慮等に係る感染防止対策の必要性について周知していきます。【答申P19、39】

No.	事項名	御意見の概要	御意見に対する考え方
6	感染症の発生予防のための施策	新型コロナ対応における経験から、大規模接種会場の運営に当たり、運営委託先においても統括できる看護師の育成が必要ではないか。	<p>・新型コロナウイルスワクチンの接種においては、多くの方へ迅速に接種を行うための接種体制の構築が必要となりました。そのため、感染症拡大時の医療逼迫により、ワクチン接種に必要な医師・看護師等の確保が困難となった場合には、歯科医師・臨床検査技師・救急救命士がワクチン接種を行うことが可能であるとされました。</p> <p>・新興感染症の発生時等において、臨時予防接種が実施される場合には、ワクチンの特質や供給状況、対象者等を踏まえつつ、区市町村や医療関係団体等と連携し、接種体制の構築を進めていく旨を記載しております。【答申P21～22、P61～62】</p>
7	感染症の発生予防のための施策	・ヒトパピローマウイルスの感染を防ぐのに銀翹散(ぎんぎょうさん)は有効ではないか。	・ヒトパピローマウイルス(HPV)の感染を防ぐには、HPVワクチンの接種が有効です。【答申P21】
8	感染症発生時のまん延防止のための施策	・検査体制の構築について、各医療機関で検査が実施できるようになるまでは、行政が中心となった検査体制の構築が必要ではないか。	<p>・新興感染症の発生早期、流行初期、流行初期以降の各段階で関係機関(東京都健康安全研究センター・医療機関・PCRセンター・民間検査機関)が連携し、機能や役割に応じて対応することとしています。都は、流行初期の段階から要請を行い、段階的に対応できる医療機関や民間検査機関を拡大し検査体制を確保していきます。【答申P47】</p>
9	自宅療養者等の療養環境の整備	新型コロナ対応における経験から、フォローアップセンターの運営に当たり、運営委託先においても統括できる看護師の育成が必要ではないか。	<p>・新型コロナウイルス感染症の拡大期において、効率的・効果的に健康観察を行うため、都は自宅療養者フォローアップセンターを開設し、自宅療養者への支援を充実させるとともに、保健所の業務の負担軽減を図りました。【答申P59～60】</p> <p>・フォローアップセンターの委託においては、看護師等専門職の配置や受託事業者による業務に係る研修を実施することとし、対応能力の向上を図ってきました。新興感染症発生時においては、いただいた御意見も踏まえ、適切に対応していきます。</p>